

# 真 善 美

**めざす生徒像**

思慮深く創造性のある生徒  
 心豊かで思いやりのある生徒  
 健康で明るく気力のある生徒  
 規律を重んじ協力して実践する生徒

令和6年1月23日(火)  
 第35号  
 (文責：校長 勝部)

## インフルエンザに警戒を！

3学期が始まり、10日程が過ぎました。この間、学校では「3学期の決意」を書かせ掲示したり、2学期までの学習と冬休みの復習の成果が問われる「実力テスト(復習テスト)」を実施したり、また、3年生は高校入試があったりと、緊張感のある日々が続いています。

そんな中ではありますが、今週に入って早速インフルエンザの罹患者が出てきました。インフルエンザというと12月にも流行が見られましたが、その時はすべてA型でした。しかし、今回増えてきているのはB型で、今後集団感染も心配されます。

こまめなうがい・手洗いの実施、マスクの着用、保温・栄養・睡眠などの抵抗力強化、怪しいと思ったら早期の受診等、各自感染拡大防止に努めてほしいです。ご家庭の協力もよろしくお願いいたします。

## 合唱小アンサンブルコンテスト岩手県大会が実施されます

1月28日(日)、都南文化会館(キャラホール)で、上記の大会が開催されます。本校からは5チーム参加しますが、インフルやコロナに罹らず、全員が舞台に立てることを願っています。

## 一緒に考えよう！ —教育に関して、世の中で問題・話題となっていること— その9

今回からは、いわゆる『いじめ』問題について考えていきます。よく「いじめはなくなる」という人がいますが、私はいじめめる人が0人になれば、いじめも0になると思っています。

### いじめの定義

かつては次のように定義されており、保護者の方々が小中学生の頃はこの定義に基づいて指導を受けてきたのではないのでしょうか。文を読めばわかるように、この時代のいじめはかなり悪質です。

いじめとは、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」をいう。

その後、下線部がなくなり、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」へと変わり、具体的ないじめの種類に、パソコン・携帯電話での中傷、悪口等が追加されました。

現在の定義(平成25年の「いじめ防止対策推進法」制定以降)は次の通りです。

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法律の文章なので表現が少し難しいので、簡単にまとめると次のようになります。

**客観的に見てよくない行為 + 被害者が心や体に苦しさや痛みを感じた ⇒ いじめ**

\*現在では、この定義のもと、様々なケースに応じていじめ認定の判断をしていくことになっています。なので、トラブルや喧嘩等もいじめとしてカウントされる場合があります。(例えば、人間関係のトラブルで双方が苦痛を感じればいじめ2件として報告されます。)

10年や20年前と比べて、いじめの数が何倍になった(何パーセント増えた)というニュースを見ますが、いじめの解釈が違っていますので一概には比較できません。現在では、被害者の人権(命)を最優先に考え、積極的にいじめ認知をし、カウントするようになってきています。